

青森県報

号外第二十八号

平成二十一年
三月三十日
(月曜日)

目次

公営企業

青森県公営企業の組織等に関する規程の一部を改正する規程……………(整備企画課) ……一

青森県公営企業文書規程の一部を改正する規程……………(同) ……一

青森県公営企業職員就業規則の一部を改正する規程……………(同) ……二

青森県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程……………(同) ……二

青森県公営企業財務規程の一部を改正する規程……………(同) ……二

青森県病院局の組織等に関する規程の一部を改正する規程……………(病院局) ……三

青森県病院局職員就業規程の一部を改正する規程……………(経営企画室) ……三

青森県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程……………(同) ……四

……………(同) ……五

雑報

青森県新産業都市建設事業団財務規則の一部を改正する規程……………(新産業都市建設事業団) ……七

青森県新産業都市建設事業団組織規程の一部を改正する令……………(同) ……七

青森県新産業都市建設事業団事務専決代決規程の一部を改正する訓令……………(同) ……七

公 営 企 業

青森県公営企業の組織等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十一年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県公営企業管理規程第一号

青森県公営企業の組織等に関する規程の一部を改正する規程

青森県公営企業の組織等に関する規程(昭和四十二年四月青森県公営企業管理規程第一号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第四項及び第二十八条の二(見出しを含む。)中「グループリーダー」を「グループマネージャー」に改める。

別表第一中「グループリーダー」を「グループマネージャー」に、「サブリーダー」を「サブマネージャー」に改める。

別表第四及び別表第四の二中「グループリーダー」を「グループマネージャー」に改める。

附 則

この規程は、平成二十一年四月一日から施行する。

青森県公営企業文書規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十一年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県公営企業管理規程第二号

青森県公営企業文書規程の一部を改正する規程

青森県公営企業文書規程(昭和四十二年四月青森県公営企業管理規程第五号)の一部を次のように改正する。

別表中

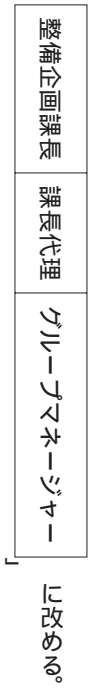
青 森 県
県 土 整 備 部
整備企画課長印

を

青 森 県
県 土 整 備 部
整備企画課長印
公 営 企 業 専 用

に改める。

第九号様式中「昭和印」を「旭印」に改める。
第十二号様式中「公営企業」を「自治体」に改める。
第十五号様式中



この規程は、平成二十一年四月一日から施行する。

青森県公営企業職員就業規則の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十一年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県公営企業管理規程第三号

青森県公営企業職員就業規則の一部を改正する規程

青森県公営企業職員就業規則（昭和四十二年四月青森県公営企業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第六条の四第一項第二号中「職員が」の下に「裁判員、」を加え、同項第十四号中「小学校就学」を「中学校就学」に改め、同項第二十二号中「学校保健法（昭和三十三年法律第五十六号）第四条」を「学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第十一条」に改める。

第二十五条の三第二項中「小学校就学」を「中学校就学」に改める。
第三号様式の五中「自治体」を「公共機関」に改める。

附 則

この規程は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、第六条の四第一項第二号の改正規定は、同年五月二十一日から施行する。

青森県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十一年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾
青森県公営企業管理規程第四号
青森県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

青森県企業職員の給与に関する規程（昭和四十九年四月青森県公営企業管理規程第九号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号中「おける作業 二百二十円（当該作業が地上又は水面上二十メートル以上の箇所で行われたときは、三百二十円）」を「おいて、命綱の使用が必要とされる作業 三百円」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「三百円」を「三百円」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号中「三百円」を「三百円」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号中「三百円」を「三百円」に改め、同号を同項第四号とし、同項第六号及び第七号を削り、同項第八号中「二百三十円」を「三百円」に改め、同号を同項第八号とし、同項第九号中「ひんばん」を「頻繁」に、「しゃ断」を「遮断」に、「二百三十円」を「三百円」に改め、同号を同項第六号とし、同項第十号中「に従事したとき（作業が日没時から日出時までの間において行われた場合にあつては、次に定める額にその百分の五十に相当する額を加算した額）」を削り、「六百円」を「三百円」に、「九百十円」を「六百円」に改め、同号を同項第七号とし、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項各号」を「前項各号」に、「前二項」を「前項」に、「作業に係るこれらの手当の額のうち最も高い額となる手当」を「主たる作業」に改め、同項を同条第二項とする。

附 則

この規程は、平成二十一年四月一日から施行する。

青森県公営企業財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十一年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県公営企業管理規程第五号

青森県公営企業財務規程の一部を改正する規程

青森県公営企業財務規程（昭和四十二年四月青森県公営企業管理規程第六号）の一

部を次のように改正する。

第九十九条第二項第三号中「商工組合中央金庫」を「株式会社商工組合中央金庫」に改める。

第二百二十九条第一項第三号中「三・七パーセント」を「三・六パーセント」に改める。

附 則

この規程は、平成二十一年四月一日から施行する。

青森県病院局の組織等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十一年三月三十日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

青森県病院事業管理規程第三号

青森県病院局の組織等に関する規程の一部を改正する規程

青森県病院局の組織等に関する規程（平成十九年三月青森県病院事業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「特定診療部門」の下に「救命救急センター」を加え、「医療安全管理室及び看護部」を「看護部、医療安全管理室及び治療管理室」に改め、同条第二項中「内視鏡科」を削り、同条第八項中「看護部」の下に「看護企画班」を加え、同項を同条第九項とし、同条第七項中「救命救急センター、総合診療部」及び「集中治療部」を削り、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7 救命救急センターに救急部、総合診療部及び集中治療部を置く。

第七条第一項中「（救命救急センターを除く。以下同じ。）」を削り、同項第一号中「救命救急センター、総合診療部、」及び「及び集中治療部」を削り、同条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同条に次の二項を加える。

4 医療安全管理室の分掌事務は、次のとおりとする。

一 医療に係る安全管理に関すること。

二 医療に係る安全の確保を目的とした改善方策に関すること。

5 治療管理室の分掌事務は、次のとおりとする。

一 治療の管理に関すること。

第八条第三項中「第一病棟」を「A病棟」に、「第三病棟」を「B病棟」に、「第五病棟」を「C病棟」に、「第六病棟」を「D病棟」に、「第七病棟」を「E病棟」に改める。

別表第一 中央病院の項中

がん診療センター	センター長、科に部長、副部長及び技師長（腫瘍放射線科に限る。）
----------	---------------------------------

を

がん診療センター	センター長、科に部長、副部長及び技師長
----------	---------------------

に、

特定診療部門	部門長、科に部長、副部長
中央診療部門	部門長、部に部長、副部長及び技師長（放射線部、病理部、臨床検査部及び栄養管理部に限る。） 救命救急センターにセンター長、部長及び副部長 室に室長及び次長
医療安全管理室	室長、次長
看護部	部長、次長、看護指導監、看護班長

を

特定診療部門	部門長、ユニット並びに科に部長、副部長及び技師長
救命救急センター	センター長、部長、副部長
中央診療部門	部門長、部に部長、副部長及び技師長 室に室長及び次長
看護部	部長、次長、看護指導監、看護企画班長、看護班長
医療安全管理室	室長、次長
治療管理室	室長、次長

に改

め、同表つくしが丘病院の項中

医療管理監、医学物理指導監

診療部 部長、科に部長及び副部長、室に室長及び技師長（中央診療室に限る。）

診療部 部長、科に部長及び副部長、室に室長及び技師長

める。

別表第二を次のように改める。

別表第二（第十二条、第十六条関係）

職 名	職 務
医療管理監	県立病院における政策医療の推進及び特に命ぜられた事務に従事する。
センター長	当該センターの事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
部門長	当該部門の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
室長	当該室の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
部長（運営部長を除く。）	当該科、部又はユニットの事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
病理指導監	病理技術の指導及び特に命ぜられた事務に従事する。
副部長	当該科、部又はユニットの部長を補佐し、その事務を整理する。
技師長	
看護部の次長	看護部の部長を補佐し、看護部の事務を整理するとともに、担当する看護班の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
室の次長	当該室の室長を補佐し、その事務を整理する。

に改

を

看護指導監 看護技術の指導及び特に命ぜられた事務に従事する。

看護部の班 看護部の当該班の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

課長 当該課の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

医学物理指導監 医学物理技術の指導及び特に命ぜられた事務に従事する。

附 則

この規程は、平成二十一年四月一日から施行する。

青森県病院局職員就業規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十一年三月三十日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

青森県病院事業管理規程第四号

青森県病院局職員就業規程の一部を改正する規程

青森県病院局職員就業規程（平成十九年三月青森県病院事業管理規程第七号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項第二号中「証人」を「裁判員、証人」に改め、同項第十五号中「小学校」を「中学校」に改め、同項第二十二号中「学校保健法」を「学校保健安全法」に、「第四条」を「第十一条」に改める。

別表第五の特別休暇の項中「証人」を「裁判員、証人」に、

一日、 時間 又は 一日又は 一日、 時間 又は 一日又は 一日、 時間	を	一日、 時間 又は 一日又は 一日、 時間
---	---	--------------------------------------

に、「小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者）」

を「中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者）」に、「学校保健法」を「学校保健安全法」に、「第四条」を「第十一条」に改め、同表の備考一中「及び小学校」を

「及び中学校」に改める。

附 則

この規程は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、第二十一条第一項第二号の改正規定及び別表第五の特別休暇の項の改正規定（「証人」を「裁判員、証人」に改める部分に限る。）は、同年五月二十一日から施行する。

青森県病院局職員との給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十一年三月三十日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

青森県病院事業管理規程第五号

青森県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

青森県病院局職員の給与に関する規程（平成十九年三月青森県病院事業管理規程第十号）の一部を次のように改正する。

第五条を削り、第六条第一項中「別表第七」を「別表第五」に改め、同条第二項中「別表第七」を「別表第五」に改め、「地方公務員法」の下に「昭和二十五年法律第二百六十一号」を加え、「（以下「再任用職員」という。）」を削り、「別表第八」を「別表第六」に、「育児短時間勤務職員等」を「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十一条第一項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）」に、「算出率」を「青森県病院局職員就業規程（平成十九年三月青森県病院事業管理規程第七号）以下「就業規程」という。）第二条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）」に改め、同条を第五条とし、第七条から第九条までを一条ずつ繰り上げる。
第十条中「診療手当」の下に「放射線取扱手当、臨床検査手当」を加え、同条を第九条とする。
第十五条を第十六条とし、第十四条を第十五条とし、第十三条第一号中「（管理職手当の区分が二類、三類、四類又は五類の職を占める職員の行うものにあつては、一万二千円）」を削り、同条を第十四条とする。
第十二条第一項中「以下同じ。」を削り、同条第二項中「次に掲げる区分に応じ、

当該各号に定める額」を「千六百元」に改め、同項各号を削り、同条を第十三条とする。

第十一条第二項中「別表第九」を「別表第七」に改め、「以下同じ。」及び「以下「基準額」という。」を削り、第一号を削り、同項第二号中「別表第十一」を「別表第八」に改め、「（勤務回数が十回を超える場合は、十回を限度とする。）」を削り、「三千五百円」を「千六百二十円」に改め、「（従事時間が五時間以上の勤務（当該従事時間が五時間以上の勤務回数が十回を超える場合は、十回を限度とする。））については、当該従事時間が五時間以上の勤務一回につき千七百円を加算した額」を削り、同号を同項第一号とし、同項第三号中「別表第十二」を「別表第九」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号中「別表第十三」を「別表第十」に、「の病状の急変等により」を「に対処するため」に、「二千五百円」を「千六百二十円」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号中「場合は、」を「場合の勤務一回につき」に改め、「する。」の下に「として計算して得た額」を加え、同号を同項第四号とし、同条第三項を次のように改める。

3 育児短時間勤務職員等に対する前項の規定の適用については、同項中「別表第七に定める額」とあるのは、「別表第七に定める額に算出率を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」とする。

第十一条を第十条とし、同条の次に次の二条を加える。

（放射線取扱手当）

第十一条 放射線取扱手当は、次に掲げる場合（月の初日から末日までの間に外部放射線を被曝し、その実効線量が百マイクロシーベルト以上であったことが医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第三十条の十八第二項に定める測定（同項第一号ただし書きによるものを除く。）により認められた場合に限る。）に支給する。

一 診療放射線技師又は診療エックス線技師が、エックス線その他の放射線を人体に照射する作業に従事したとき。

二 看護師又は准看護師が、前号に規定する作業を補助する業務に従事したとき。

2 放射線取扱手当の額は、前項に規定する場合に該当することとなつた月一月につき六千三百円とする。

（臨床検査手当）

第十二条 臨床検査手当は、臨床検査技師又は衛生検査技師が次の各号に掲げる業務に従事したときに支給する。

- 一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第十四号）第六条に定める感染症の病原体その他の危険な病原体（以下「危険な病原体」という。）に汚染された検体を直接取り扱う業務
- 二 危険な病原体又は危険な病原体に汚染された病変組織その他の物件を直接取り扱う業務

三 健康を害するおそれのある有害ガスの発生を伴う科学的検査の業務
 臨床検査手当の額は、次に掲げる額とする。

- 一 前項の業務に従事することを常例とする職員については、勤務一月につき六千三百円（地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び育児短時間勤務職員等（以下「短時間勤務職員」という。）については、その業務に従事した日一日につき三百円）
- 二 前項の業務に従事することを常例とする職員以外の職員については、その業務に従事した日一日につき三百円

3 第一項の業務に従事することを常例とする職員（短時間勤務職員を除く。）が一月において、その業務に従事した日が十五日未満である場合のその月における臨床検査手当の額は、前項の規定にかかわらず、その業務に従事した日一日につき三百円とする。

別表第二の病院局技能職給料表級別標準職務表の表中

二級	高度の技能又は経験を必要とする技能技師、技能主事等の職務
三級	高度の技能又は経験を必要とし、困難な業務を行う技能技師等の職務
四級	高度の技能又は経験を必要とし、特に困難な業務を行う技能技師等の職務
二級	相当の技能又は経験を必要とする技能技師、技能主事等の職務
三級	高度の技能又は経験を必要とする技能技師、技能主事等の職務
四級	高度の技能又は経験を必要とし、困難な業務を行う技能技師等の職務
五級	高度の技能又は経験を必要とし、特に困難な業務を行う技能技師等の職務

を に

改める。

別表第五及び別表第六を削り、別表第七中「第六条」を「第五条」に、

管理課長 を

経理課長 に、

管理課長 に、

中央病院医学物理指導監 に、

中央病院病理指導監 に、

中央病院薬剤部長 を

中央病院副院長 を

中央病院副院長 に、

中央病院医療管理監 を

中央病院のがん診療センター、循環器センター、
 脳神経センター及び診療部門の長 を

中央病院のがん診療センター、循環器センター、
 脳神経センター、救命救急センター及び診療部門
 の長 に、

中央病院の総合周産期母子医療センター長並びに
 救命救急センターの長及び部長 を

中央病院の総合周産期母子医療センター長 に改め、同表を別表第五とす

救命救急センターの長及び部長 を

中央病院の総合周産期母子医療センター長 に改め、同表を別表第六とする。

別表第八中「第六条」を「第五条」に改め、同表を別表第六とする。

別表第九中「第十一条」を「第十条」に、「六五、〇〇〇円」を「八、〇〇〇円」に、「別表第七のイ」を「別表第五のイ」に、「十一年」を「十年」に改め、同表を

別表第七とする。

別表第十を削り、別表第十一中「第十一条」を「第十条」に、「別表第七のイ」を「別表第五のイ」に改め、同表を別表第八とする。

別表第十二中「第十一条」を「第十条」に、「別表第七のイ」を「別表第五のイ」に改め、同表を別表第九とする。

別表第十三中「第十一条」を「第十条」に、「別表第七のイ」を「別表第五のイ」に改め、同表を別表第十とする。

附則第六項中「第十三条」を「第十六条」に改め、同項を附則第七項とする。

附則第五項中「第七条第二項」を「第六条第二項」に、「百分の十三」を「百分の十四」に改め、同項の次に次の一項を加える。
(診療手当の額の特例)

6 医師又は歯科医師として医療に従事する職員で管理者が定める者については、当分の間、第十条第二項の規定により算出した額に管理者が定める額を加算する。

附 則
この規程は、平成二十一年四月一日から施行する。

雑 報

青森県新産業都市建設事業団財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十日

青森県新産業都市建設事業団

理事長 三 村 申 吾

青森県事業団規則第一号

青森県新産業都市建設事業団財務規則の一部を改正する規則

青森県新産業都市建設事業団財務規則（昭和三十九年四月青森県事業団規則第八号）の一部を次のように改正する。

第八十四条第二項中「建設課」を「建設管理課」に、「建設課長」を「建設管理課長」に改める。

第二十四号様式中「その1（記名式持参人払用）」を「（その1）記名式持参人払用」に改める。

第二十四号様式のその1（記名式持参人払用）の表紙（裏）（当座小切手帳の注意事項七中「~~密印欄~~」を「~~密印欄~~」に改める。

第二十四号様式の（その2）（記名式の表紙（裏）（当座小切手帳の注意事項七中「~~密印欄~~」を「~~密印欄~~」に改める。

第三十二号様式の注中「~~密印欄~~」を「~~密印欄~~」に改める。

第五十六号様式中「~~密印~~」を「~~密印~~」に改める。

第六十二号様式中「~~密印欄~~」を「~~密印欄~~」に改める。

第六十四号様式中「~~密印欄~~」を「~~密印欄~~」に改める。

附 則
この規程は、平成二十一年四月一日から施行する。

平成二十一年三月三十日

青森県新産業都市建設事業団

理事長 三 村 申 吾

青森県新産業都市建設事業団組織規程の一部を改正する訓令

青森県新産業都市建設事業団組織規程（昭和四十二年五月青森県事業団訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

第七条第三項中「~~吏員~~」を「職員」に改める。
第八条第二項中「~~吏員~~」を「職員」に改める。

附 則
この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。

青森県事業団訓令甲第一号

庁 中 一 般

青森県新産業都市建設事業団事務専決代決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年三月三十日

青森県新産業都市建設事業団

理事長 三 村 申 吾

青森県新産業都市建設事業団事務専決代決規程の一部を改正する訓令

青森県新産業都市建設事業団事務専決代決規程（昭和三十九年二月青森県事業団訓令甲第二号）の一部を次のように改正する。

別表各課共通事項の項事務理事専決事項の欄第一号中「総務課長」を「課長」に改め、第二号中「総務課長」を「課長」に改め、第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、第九号を第八号とする。

別表各課共通事項の項課長専決事項の欄第二号中「（建設管理課においては長を含む。以下同じ。）」を削り、第三号中「（長の病気休暇を除く。）」及び「（長の部分休業を除く。）」を削る。

別表総務課の項課長専決事項の欄第一号イ中「吏員及び吏員以外の」を削る。

附 則

この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町一丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭